## 要望等に対する回答について

要望年月日:令和6年6月14日

要望団体名:岩手県建設関連業団体連合会

※「県政への反映区分」は別紙のとおり

		県政への
要望項目	取組状況等	
		反映区分※
1. 公共事業予算の確保について	岩手県では、これまでも政府予算に関する提言・要望等において、地方創生や国土強靱化を推進するため、国の公共事業関係費の総額を安定的・持続的に確保するとともに、直轄事業をはじめ、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等県内の公共事業に係る予算を確保するよう要望してきたところであり、その結果、県土整備部の前年度の補正を含む実行予算の公共事業費は、4年連続で震災前を上回る規模となっています。また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」については、必要な予算を確保し、その取組を計画的に推進するよう国に要望しているところです。 県としては、今後も公共事業関係費の確保について、国に提言・要望していきます。	В
2. 県内建設関連企業への積極的発注拡大について(1)条件付一般競争入札資格基準等の見直しについて	現行の地域要件は、透明性や公正な競争の確保を図るとともに、地域に精通した企業に発注することにより、地域経済の振興を図る観点等から、「業務委託場所の属する振興局等の所管区域に本店又は営業所を有する」ことを基本として設定しています。 引き続き、適正な制度運用に努めていきます。(B) 業務発注に当たっては、業務内容や規模に基づき適正な履行期間を設定しているところですが、引き続き、十分な履行期間の確保に努めていきます。 また、業務の円滑な履行が確保されるよう、設計図書において適切な条件明示に努めていきます。(C)	B : 2 C : 1

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
2. 県内建設関連企業 への積極的発注拡大 について (1) 条件付一般競争 入札資格基準等の見 直しについて	国の土地改良業務に係る完了図書の作成においては、用地買収した土地等の調書作成が主となるため、用地調査業務の資格者を要件としています。 一方で、岩手県が発注する管理図書の作成業務については、造成した施設の工事出来形図面調整などが主となるため、設計業務の資格者を要件として設定しているところです。 今後、土地改良業務に係る管理図書作成業務において用地調査業務の資格者も認めることについては、国や他県の状況を情報収集するとともに、県内の管理図書作成業務の実情を踏まえながら、適切な資格要件について検討していきます。(B)	B: 2 C: 1
2. 県内建設関連企業への積極的発注拡大について (2) 簡易総合評価落札方式入札について	特殊な工種における業務実績要件については、今後の参入見込を見極めながら、適切な要件設定が行われるよう努めます。(C) 簡易総合評価落札方式の対象業務については、建設関連業の皆様から意見を伺いながら、新たな入札方での創設を含めて、必要な見直し等について検討していきます。(B) 受注実績の少ない企業の受注機会拡大を図ることを目的として、新たな入札方式の創設等について制度の確立・運用について検討していきます。(B) 企業の地域要件については、貴団体からの要望を踏まえ令和6年4月1日以降に入札を行う業務からところです。なお、企業の地域拠点については、委託業務簡別です。なお、企業の地域拠点については、委託業務の所です。なお、企業の地域拠点については、委託業務の所による円滑な業務の執行が期待されることから、より良い制度運用に努めていきます。(C) 配置予定管理技術者の専任性の評価については、新たながら、適切な評価が行われるよう検討していまます。なお、照査技術者は業務の節目毎にその成果の設計と、の決し、照査技術者は業務の節目毎にその成果の設計である。と、照査技術者は業務の節目毎にその成果の設計である。と、照査技術者等の明査を行う必要があることがります。(B)	B: 5 C: 4

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
2. 県内建設関連企業への積極的発注拡大について(2) 簡易総合評価落札方式入札について	評価点の配点の見直しについては、価格評価点に上限を設けることにより、ダンピング防止対策として落札率の向上が期待できるとともに、より一層、技術力の評価に重点を置くため、令和5年4月から運用開始したところでが、受注実績の少ない企業の受注機会を拡大するため、新たな入札制度の創設について検討していきます。(B)	
	先抜け方式や一括審査方式については、受発注者双 方の負担の軽減を図る上で有効であると考えられます が、導入については、今後も国や他県の動向を注視し ていきます。(C)	B: 5 C: 4
	技術提案A項目申請書へのテクリス番号のみの記載 を含む申請書類の簡略化については、受発注者双方の 事務負担の軽減を図るため、新たな入札方法の創設を 含めて見直しを検討していきます。(B)	
	事後審査書類提出の電子提出については、他県の運用状況等を踏まえながら、より良い制度運用について検討していきます。(C)	
2. 県内建設関連企業への積極的発注拡大について(3)補償コンサルタント業務の発注拡大について	岩手県では、用地職員の減少や資質・能力向上が課題となる中、複雑・多様化する用地補償業務を円滑に進めるためには、専門的な知識や技術、経験を有する補償コンサルタントの御協力が欠かせないものであることから、これまでも各種業務の発注を行ってきましたが、今後も、土地評価や補償業務説明業務を含め、必要に応じて当該業務の発注拡大に努めていきます。	А
2. 県内建設関連企業への積極的発注拡大について(4) 県土整備部発注の用地業務における図面確認について	土地境界の確認は財産管理の重要な内容であり、過去にトラブル等があったことから土地所有者等の実印の押印及び印鑑登録証明書の提出を求めており、今後も同様の取扱いとしたいので御理解いただきますようお願いします。 なお、土地所有者等が印鑑登録証明書の受注者への提出を拒む場合は、岩手県が直接受け取る等の対応をすることとしております。	С
3. 働き方改革と担い 手確保について (1) 最低制限価格の 引き上げについて	これまでも同様の要望を頂戴していることから、他の公共団体の動向を調査したところ、東北6県にkおいて岩手県の最低制限価格の実態が乖離しているとは言えない状況であることから、引き続き国等の動向を注視しながら、最低制限価格の見直しについては、必要に応じて研究していきます。	С

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
4. ICT等新技術を 活用した生産性向上 について	岩手県では、国土交通省が提唱するi-Construction の取組に呼応し、県内建設現場においてICT活用工事の導入等の取組を進めているところです。 今後、県内において、i-Constructionの一層の普及と拡大を図るために、令和6年3月に岩手県県土整備部BIM/CIM適用業務実施要領を改正しており、これを踏まえ、調査・測量・設計段階から3次元による測量及び設計データ作成など、BIM/CIM適用業務を推進していきます。	А
5. 橋梁補修・耐震補強設計の積算基準について	橋梁補修・耐震補強設計歩掛の整備については、受発注者双方において働き方改革等の観点から、過重労働の解決に資する手段の一つであると認識しています。 しかし、補修・補強の対象となる橋梁の構造形式や現場状況、劣化具合等が多岐にわたり、統一的な歩掛を設定することは困難な状況であることから、今後も国や他県の動向を注視していきます。(C)	С
6. 災害の積算基準について	UAVを使用した写真撮影や動画撮影については、 国土交通省の令和6年度災害査定に関する基本方針に おいても、安全かつ効率的な災害査定のための取組と して推進することとしており、岩手県においてもデジ タル技術の積極的な活用が必要と認識しています。 しかし、被災箇所の状況、現地条件等が多岐にわた ること等により、現在は見積で対応していますが、今 後も国や他県の動向を注視していきます。	С
7. 設計意図伝達業務 委託等について (1) 設計意図伝達業 務委託について	「公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)」の趣旨に鑑み、より透明性、客観性の高い契約関係を構築するため、岩手県県土整備部が発注する工事監理業務については、平成17年4月から原則として競争入札による発注を行っておりますが、特殊な技術・工法が用いられている等の理由がある場合は、設計業務を受注した者と工事監理業務を随意契約しています。設計者と工事監理者が異なる場合は、県の担当者を通じて設計意図を伝達してきておりますが、設計者との情報共有を設計業務において十分に行い、今後も設計意図の伝達が適切になされるよう努めていきます。	С
7. 設計意図伝達業務 委託等について (2) 規模要件の緩和 について	総合評価落札方式における建築設計及び工事監理業務の規模要件につきましては、岩手県工事で発注事例が少ない場合は、発注元が県以外でも可とする要件の緩和をしています。今後も、業務の内容に応じて、適切な要件設定に努めていきます。	А

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
7. 設計意図伝達業務 委託等について (3) 総合評価対象の 柔軟な運用について	簡易総合評価落札方式は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素を考慮し、価格その他の条件が優れた者を契約の相手方とする入札方式であり、令和元年度から現制度の500万円以上に対象業務が拡大されたところですが、業務内容に応じた発注方式の選定も視野に、より柔軟な制度の運用が図られるよう努めていきます。	В

## 「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に	Α	(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満たしたもの
沿って措置した		(2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣
もの		旨を満たしたもの
		(3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提
		言の趣旨を満たしたもの
		(4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満たすもの
		(5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手(当該年度中に着
		手予定を含む)し、事業完了時に提言の趣旨を満たすもの
		(6) その他、上記に類するもの
		※この区分は、「措置済」、「完了」の区分とする。
実現に向けて努	В	(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満た
力しているもの		していないもの
		(例)・制度・条例等の新設・改正等を要するもの
		・予算措置(県単・国庫補助等)を要するもの
		・市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの
		(2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要
		望・提案を行うなどしているもの
		(3) その他、上記に類するもの
当面は実現でき	С	(1) 現時点では、実現することが難しいもの
ないもの		(2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、
		現時点では見通しが立たないもの
		(3) その他、上記に類するもの
実現が極めて困	D	(1) 県の行政には馴染まないもの
難なもの		(2) 実現が極めて困難なもの
		(3) その他、上記に類するもの
その他	S	反映区分の選択になじまないもの
	Т	県民等からのお礼、感謝の類